

特定非営利活動法人 COA の定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 COA という。
但し、登記上はこれを特定非営利活動法人コンサルティング・アウトソーシング・アソシエーションと表示する。

(事務所)

第2条 1. この法人は主たる事務所を東京都府中市新町1丁目5番地43に置く。
2. 前項の他、事務所を東京都新宿区西新宿7丁目8番地13第2万寿金ビル内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、主として第2第3の人生を目指す中高年者を対象に、彼等がその熟練と専門性を生かし、SOHO型コンサルタントまたはSOHO型アウトソーサーとして独立自立できるよう支援し、もって中小企業やIT等の起業を援護すべく、その橋渡しにも協力することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1) 社会教育の推進を図る活動。
(2) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業として、次の事業を行う。
(1) 毎月一回、定例の各種専門家及び会員を講師とする講演会又はセミナーを開催する、講演は原則無料、時に有料とする。
(2) ウェブサイトや会合を通じて交流と情報提供の場を提供する。
(3) 各専門分野ごとの会員による小グループ研究発表会を開催する。

- (4) 上記(1)とは別に有料の不定期特別講演会を開催する。
 - (5) その他、上記の活動を行うに必要な事業。
2. この法人は次の収益事業を行う。
- (1) COA がコンサルティング等請負契約を企業と直接結ぶことが必要と判断されるときは COA が契約当事者となり、適切な報酬を得る。
3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員のうち積極的にこの法人の事業に参加協力する者を運営委員とし、運営委員を特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員(入会金及び会費を納めた、個人または団体)
- (2) 賛助会員(一口10万円以上を寄付した人)
- (3) 準会員(COAに関心を示し、例会等に参加した人、及びそれに準ずる人)

(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めないが、常に向上心を持ち自己の能力を錬磨し、もって社会に貢献しようとする意欲のある人が望ましい。正会員のなかで運営委員に参加したい旨表明したものは運営委員とする。運営委員への参加表明は正会員入会申込書をもって行う。

- 2. 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、Email、ファックス、郵便にて理事長に申し込むものとする。
- 3. 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して一年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人
- (2) 監事 1人

2. 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの

前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は本法人の社員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金及び会費の額 (その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 4 9 条において同じ。)
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 2 3 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

2 . 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 2 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 1 5 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 2 4 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 . 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号による請求があったときは、その日から 6 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 . 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 2 5 条 総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 2 6 条 総会は、社員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各社員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決し、又は他の社員を代理人として評決を委任することができる。
3. 前項の規定により評決した社員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数 (書面評決者又は評決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 3 3 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 . 理事長は、前条第 2 項の場合にはその日から 1 0 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 . 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 3 4 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 3 5 条 理事会における議決事項は、第 3 3 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 . 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 3 6 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 . やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決することができる。
- 3 . 前項の規定により評決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 . 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 3 7 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次の通り区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 5 1 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 . 前項第 1 条の事由によりこの法人が解散するときは、

社員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 . 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を
えなければならない。

(残余財産の帰属)

第 5 2 条 この法人が解散 (合併又は破産による解散を除く。) したときに
残存する財産は、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 5 3 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の
4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければ
ならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 4 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報
に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 5 5 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 . 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年の通常総会までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2001年6月30日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、
(1) 入会金 3,000円
(2) 年会費 12,000円

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	中嶋正典
副理事長	小林謙二
副理事長	豊嶋健治
理事	石川昌平

監事

安則久雄